

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナワクチンに関する情報や支援制度について紹介します。

## 3回目ワクチン接種の開始時期が前倒しとなっています

国の方針により、3回目ワクチンの接種可能となる日が、次の表のとおり前倒しされています。2月からは、集団接種も開始します。接種可能日までは、接種券と詳しい説明文書を郵送しますので、安心してお待ちください。  
※60歳以上の人には、集団接種の「仮予約通知」を同封します。

### 接種間隔と接種券の発送

	対象者	2回目からの接種間隔	接種券の発送時期
(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療従事者、高齢者施設の入所者と従事者</li> <li>●通所サービス事業所の利用者と従事者</li> <li>●病院などの入院患者</li> </ul>	6カ月	病院や施設などからの申し出により発券
(2)	(1)以外の65歳以上の人	7カ月(3月からは6カ月)	接種可能日までに到着するように発送
(3)	18歳以上で(1)・(2)以外の人	8カ月(3月からは7カ月)	

※1月18日現在の情報です。変更などがあった場合は市HPでお知らせします。



市HP →

## 交互接種の安全性・有効性は認められています

3回目の接種では、1・2回目と異なるワクチンを接種(交互接種)した場合も安全性は認められています。また、どちらのワクチンを接種しても効果は十分あります。

現在のワクチンの供給状況を踏まえ、市内医療機関での個別接種や17日までの集団接種では、ファイザー社製のワクチンを使用する予定です。18日以降の集団接種では、武田/モデルナ社製のワクチンを使用する予定です。

## 1・2回目の接種も受け付けています

既に3回目接種が始まっていますが、まだ1・2回目の接種が済んでいない人も無料で接種することができます。1・2回目の接種を希望する人は、市内の医療機関に申し込んでください。皆さんを新型コロナウイルスから守るにはワクチンが有効です。重症化予防のため機会を捉えて接種しましょう。



↑接種可能な市内の医療機関一覧

### Q & A

Q

副反応が心配です。2回目の接種時より症状は重いのでしょうか。

A

一部の症状に差はあるものの、いずれのワクチンも副反応の発現率は、2回目とおおむね同じとされています。ただし、武田/モデルナ社製のワクチンは、1・2回目の半量の接種となるため、発熱や疲労などの症状が少ないことが報告されています。

※詳しくは厚生労働省HPで確認してください。



↑厚生労働省HP

接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (☎082-513-2847)【24時間対応】
接種の予約や接種券に関する一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内☎0848-67-6019)【平日9時～17時】

# 支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内容	
<b>感染症拡大防止協力支援金 〔令和3年度7期〕(県)</b> 県協力支援金センター ☎ 082-248-6851  ↑県庁	<b>対象</b> まん延防止等重点措置の適用に伴う要請により、時短営業や休業を実施した飲食店 <b>1日当たりの支給額</b> 1店舗=3万円~20万円 ※事業規模、売上額により変わります。 <b>要件</b> ●1月9日(日)~1月31日(月)の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している ●要請前に「酒類の提供」または「閉店時間が20時以降」のどちらかを満たしている <b>申請期限</b> 3月18日(金)	
<b>中小事業者月次支援金(市)</b> 商工振興課 ☎ 0848-67-6072  ↑市庁	<b>対象</b> 緊急事態措置などの影響を受けた中小企業・個人事業主 ※対象期間中に感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象となっている事業者は対象外。 <b>1月当たりの支給額</b> 1事業者=5万円 <b>対象月</b> 5月~9月 <b>申請期限</b> 延長しました 3月25日(金)	<b>要件</b> ●緊急事態措置や県の集中対策などが実施された月(10月は除く)のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ●対象月の頑張る中小事業者月次支援金(県)を受給している
<b>子育て世帯への 臨時特別給付金(国)</b> 子育て支援課 ☎ 0848-67-6045  ↑市庁	<b>対象</b> 令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育している人 ※所得制限があります。 <b>支給額</b> 児童1人につき10万円 <b>申請期限</b> 28日(月)	
<b>新 子育て世帯への 臨時特別給付金(市)</b> 子育て支援課 ☎ 0848-67-6045  ↑市庁	<b>対象</b> 「子育て世帯への臨時特別給付金(国)」の支給日時点で児童を養育していたが、離婚などにより給付金を受給できなかった人 ※所得制限があります。 <b>支給額</b> 児童1人につき10万円 <b>申請期限</b> 3月31日(木)	
<b>子育て世帯生活支援 特別給付金(国)</b> 子育て支援課 ☎ 0848-67-6045  ↑市庁	<b>対象</b> 平成15年4月2日以降に生まれた児童(※1)の養育者で、次のいずれかに該当する人 ※1 特別児童扶養手当を受給している場合は20歳未満。 <b>ひとり親世帯</b> ●令和3年4月分の児童扶養手当を受給している ●新型コロナウイルスの影響により、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている <b>ひとり親以外の世帯</b> ●令和3年度の市民税非課税である ●新型コロナウイルスの影響により、収入が市民税非課税の人と同水準となっている <b>支給額</b> 児童1人につき5万円 <b>申請期限</b> 28日(月)	

※その他にも条件があります。詳しくは各庁で確認してください。

発熱など風邪の症状がある場合はすぐ相談を

①迷わずに「かかりつけ医」など身近な医療機関へ電話で相談し、指示に従いましょう。小児は小児科に相談しましょう。

②かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は県の「積極ガードダイヤル」【24時間対応】(☎ 082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。

※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。